

平成 30 年 3 月 12 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
地域保健担当理事 花岡 正人
宮下 明

平成 29 年度自殺対策強化月間における啓発活動等の推進について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
会長 菊 岡 正 和
(公印省略)

平成 29 年度「自殺対策強化月間」における啓発活動等の推進について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本会事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり厚生労働省社会・援護局長より日本医師会会長を介して通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関係医療機関へ周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>
→ 会員専用ページ → お知らせ（地域保健関係） 〉

お問い合わせ先
地域医療企画課 担当：松井
横浜市中区富士見町 3-1
TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464
E-mail s-matsui@kanagawa.med.or.jp

日医発第 1056 号(地Ⅲ225)
平成 30 年 2 月 15 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉 義 武

平成 29 年度「自殺対策強化月間」における啓発活動等の推進について

時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 28 年 4 月 1 日に施行された自殺対策基本法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 11 号）において、自殺対策強化月間を 3 月とし、国及び地方公共団体は自殺対策を集中的に展開するものと規定されました。

また、新たな自殺総合対策大綱（平成 29 年 7 月 25 日閣議決定）においては、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して啓発活動を推進し、あわせて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することと定められております。

そのため、別添のとおり、厚生労働省において平成 29 年度「自殺対策強化月間」実施要綱が作成され、本会に対しても啓発活動等の推進について依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただき、貴会管下郡市区医師会等への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、「厚労省平成 29 年度『自殺対策強化月間』広報ポスター」につきましては、日本医師会雑誌（平成 30 年 3 月号）に同封し、会員へ配布いたしますことを申し添えます。

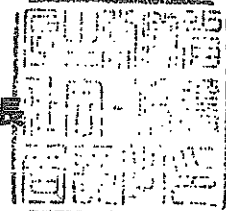
天

社援発 0131 第2号

平成 30 年 1 月 31 日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省社会・援護局長



平成 29 年度「自殺対策強化月間」における啓発活動等の推進について（依頼）

自殺対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 28 年 4 月 1 日に施行された自殺対策基本法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 11 号）において、自殺対策強化月間を 3 月とし、国及び地方公共団体は、自殺対策を集中的に展開するものと新たに規定されました。また、新たな自殺総合対策大綱（平成 29 年 7 月 25 日閣議決定）には、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して啓発活動を推進し、あわせて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することと定められています。

このため、厚生労働省では、別添のとおり平成 29 年度「自殺対策強化月間」実施要綱を作成し、関係省庁、地方公共団体、関係団体及び民間団体等とともに啓発活動及び支援策を強力に推進することとしています。

つきましては、貴団体におかれましても、実施要綱に基づき、啓発事業の実施や各種相談支援等の取組の推進を図るとともに、貴管下の支部、関係者等に対し、積極的に周知、指導していただきますようお願いいたします。

【本件連絡先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第 5 号館

厚生労働省 社会・援護局 総務課自殺対策推進室

電話：03-5253-1111（内線 2840, 2838）

担当者：鶴見、伊藤

E-mail：jisatsutaisaku@mhlw.go.jp